証券コード　5162
平成 28 年６月 15 日

株主の皆様へ

埼玉県さいたま市大宮区土手町二丁目７番２
株式会社朝日ラバー
代表取締役社長　渡邉陽一郎

（訂正）「第 46 回定時株主総会招集ご通知」一部修正のお知らせ

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年６月１日付にてご送付いたしました当社「第 46 回定時株主総会招集ご通知」に一部記載の誤りがございました。深くお詫びいたしますとともに、当社ウェブサイトをもって下記のとおり修正申し上げます。

敬具

記

修正箇所（修正箇所には二重下線を付しております。）

１．招集ご通知 31 ページ　株主総会参考書類　「第２号議案　定款一部変更の件」

《修正前》

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会 （省略） （取締役の任期） 第 21 条 （現行のとおり） ２．補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	第４章　取締役および取締役会 （省略） （取締役の任期） 第 21 条 （現行のとおり） ３．任期満了前に退任した監査役等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

《修正後》

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会 （省略） （取締役の任期） 第 21 条 （現行のとおり） ２．補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	第４章　取締役および取締役会 （省略） （取締役の任期） 第 21 条 （現行のとおり） ３．任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

２．招集ご通知 36 ページ　株主総会参考書類　「第２号議案　定款一部変更の件」

《修正前》

現行定款	変更案
第５章　監査役および監査役会 （省略） （監査役会の決議の方法） 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第５章　監査等委員会 （省略） （監査等委員会の決議の方法） 第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した過半数をもって行う。

《修正後》

現行定款	変更案
第５章　監査役および監査役会 （省略） （監査役会の決議の方法） 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第５章　監査役および監査役会 （省略） （監査等委員会の決議の方法） 第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

３．招集ご通知 42 ページ　株主総会参考書類　「第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件」本文５行目

《修正前》

なお、本議につきましては、監査役会の同意を得ております。

《修正後》

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

以上